



御船町交番

福山東警察署 084-927-0110



生活道路における法定速度の引下げについて

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などが無い道路のことです。

- ★ 自動車を運転する際、道路標識などが無い場合には、中央線などがあるかどうかを確認しましょう。
- ★ 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、思いやりを持った運転をお願いします。
- ★ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考えて、安全な速度で走行してください。



生活道路における法定速度の引下げに関するホームページはこちら

広島県警察 HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/houteisokudo30.html>



夏期における水難・山岳遭難の防止 ～海、川、山を安全に楽しむために～

夏になり、海水浴やキャンプ、山登りのシーズンを迎え、友人や家族、お子さんと一緒に海や山などに行く機会もあると思います。

そんな夏を楽しく過ごすために**以下の点に注意**してください！



『水難防止のために』

- 必ず保護者が同伴！
- 常にお子さんから目を離さない！
- ライフジャケットを着用！
- ためらわずに「危ないよ」と愛の一声を！

あぶない！



『山岳遭難防止のために』

- なるべく複数人で登山！
- 直前に「現地の天気」や「山の状況」をしっかりと把握！
- 十分な装備や食料を整えよう！
- 登山アプリを活用しましょう！

